

## 土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可事務等の移譲について

### 1 報告趣旨

現在、東京都(以下、「都」という。)が行っている「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)」の特定開発行為\*に係る許可事務等について、都から八王子市に移譲の提案があり、これを受諾する旨の回答をしたことから、その内容について報告する。

\*「特定開発行為」とは、特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるもの(別紙1上段参照)

### 2 報告内容

#### (1) 移譲後の手続きのフロー

別紙1中段のとおり

#### (2) 想定される効果(別紙1下段参照)

ア 民間開発の機会を捉え、土砂災害特別警戒区域の対策の誘導・実施

イ 特定開発に関する相談窓口の一元化

ウ 許可手続の期間を短縮

### 3 今後の予定

|                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和7年(2025年)11月 | 都市環境委員会での報告後、関係団体等に対し速やかに周知                               |
| 令和8年(2026年)2月  | 都が、令和8年(2026年)第1回都議会定例会に「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」の改正案を上程 |
| 令和8年(2026年)4月  | 八王子市で、土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可事務等を開始                          |